

## 動物飼育室の利用手順

1. 動物飼育室（SPF 動物飼育および繁殖室）では、感染症の導入、蔓延防止のため極力清浄環境を保つよう配慮しなければならない。そのため以下の手順に従って動物の飼育を行うこと。

### 2. SPF 動物飼育区域

- 1) 洗面台にて石鹸を用い手指を洗浄し、エタノール噴霧器により手指の消毒を行う。
- 2) 前室で専用の水色のサンダルに履き換える。脱いだ汚染の可能性のある上履きは、すのこの手前の床に置き、下駄箱に入れてはならない。また、必ず清潔な靴下を着用すること。
- 3) 前室にて使い捨ての実験衣に着替え、手袋、マスク及び帽子を着用する。これらの消耗品は、センターで一括購入し、実費にて提供するものを使用する。手袋をした後、再度手先のエタノール消毒を行う。
- 4) SPF 動物飼育区域境界にあるエアシャワー室にてエアシャワー浴を行う。シャワー室には一度に2人以上入らないこと。
- 5) SPF 飼育室に入る前に再び紺色のサンダルに履き換える。
- 6) 退出時には入室までの逆の順序に従い各々サンダルの交換を行う。
- 7) 利用を割り当てられた飼育室以外の部屋には立ち入ってはならない。

### 3. 繁殖室

SPF 動物飼育室への入室手順 1) -3)に従って入室する。なお、繁殖室専用のサンダルは水色である。

### 4. 動物飼育室からの退出

- 1) 飼育室内に逃亡マウスがないことを確認すること。逃亡マウスを発見した時は、発見者が捕獲するか又は専任教員に連絡すること。
- 2) 通路各扉の閉鎖を確認すること。
- 3) 使用済み実験衣、マスク、手袋等を各前室に備え付けのごみ箱へ投入する。実験衣については最低1週間に一回、それ以外は毎回新しい物と交換する。

### 5. 動物飼育室への動物の搬入

- 1) 飼育室への動物搬入は実験者が行う。
  - a) 滅菌した飼育器材類（床敷を入れたケージ及び水を充填した給水びん等）を前もって用意しておくこと。
  - b) 実験者は動物保管場所(生体情報ゲノムリソースセンター玄関)から3階へ運び、以下の手順にて動物室へ収容する。
- 2) SPF 動物区域への搬入
  - a) 動物の搬入はパスルーム経由で行う。

- b) 備え付けの自動エタノール噴霧器で、パスルームにある作業台の表面をエタノールで噴霧する。
  - c) 動物梱包容器の底、側面に入念に消毒用エタノールを噴霧する。
  - d) 動物梱包容器を作業台の殺菌灯下に置き、パスルームの扉を閉め、3分間UVを照射する。UV処理済みの梱包をSPF区域内の滅菌室清浄側扉より取り出す。
  - e) 梱包の中からケージへの動物の移し換えは飼育室の中で行う。
- 3) 繁殖室への搬入方法
- 動物輸送用梱包容器のエタノール消毒を前室で行った後、飼育室に搬入してケージへ動物の移し換えを行う。
- 4) 動物輸送用梱包容器の廃棄処理
- a) 空の動物梱包容器は移し換えもれのマウスがないことを確かめる。
  - b) 空の梱包容器は洗浄・滅菌室にて床敷きを払う。
  - c) プラスチック製の容器は床敷きが残らぬよう内側を水道で洗い流してから、動物飼育区域外に搬出する。
  - d) ダンボール製の容器は折りたたみ、医学部の可燃置き場へ、プラスチック製の容器は床敷きが残らぬよう内側を水道で洗い流し、不燃物置き場へ各自持参する。床敷きの処分方法については12) 項2を参照。
6. 動物飼育室への物品搬入
- 1) SPF 動物飼育区域
- a) マウス搬入時と同様に、物品各々にエタノール噴霧の後、パスルームにてUV照射してからから搬入する。滅菌可能な物品はオートクレーブにより滅菌処理をしてから搬入する。記録用紙等はUV処理とする。
  - b) 各物品の滅菌処理について不明なことは専任教員と協議すること。
- 2) 繁殖室
- a) 繁殖室前室にて物品各々にエタノール噴霧する。エタノール噴霧が不適当な物品等についてはエタノール綿にて底、側面を入念に拭き搬入すること。
  - b) 筆記用具等は清潔に保管されていたものを最小限そのまま持ち込むことができる。
7. 動物搬出の手順
- 1) 搬出時には動物をケージごと滅菌バッグに納め、軽く封をしてパスボックス経由にて搬出する。
  - 2) 搬出した動物は滅菌バッグの中に納めておき、実験操作の都度、動物を取り出すこと。ケージを置く実験台の上は予めエタノールを噴霧し消毒すること。処置の終わった動物は別の滅菌済みケージに収納する。
8. 再搬入の手順
- 1) 再搬入経路は搬出時と同様パスボックス経由して行う。滅菌バッグを閉じ、エタ

ノールを全面に噴霧した後、UV 照射し清浄区域に搬入する。

2) 滅菌用バッグはセンターが一括購入したものを扱い、再利用する。

## 9. 動物の飼育管理

### 1) 給餌、給水

飼料及び飲水は滅菌済みのものを用いる。飼料は滅菌固形飼料をセンターが一括購入し、実費にて提供する。

### 2) ケージ及び飲水の滅菌

a) ケージ及び飲水の滅菌はセンターがまとめて行う。実験者はセンターが提供するケージ及び給水びんを用い、それぞれ床敷、水を充填して別々に滅菌缶に納める。

b) 準備の済んだ滅菌缶は 3 階動物区域廊下の指定された場所に置き、滅菌の申し込みを行うこと。

c) 滅菌依頼に際しては、使用を始めるまでの期間に、2 勤務日以上余裕を見込んでおくこと。

10. 動物飼育室内での各種作業中は扉を閉めておくこと。

## 11. 動物飼育室の清掃

1) 動物管理等の作業終了時には飼育室の清掃を行う。週に 1 回以上は、備え付けの消毒液による飼育棚及び床の拭き掃除を行う。

2) 専任教員は、飼育室の清浄保持状況を点検し、注意を喚起することができる。

## 12. ケージ及び床敷きの交換

1) ケージ及び床敷きの交換は原則として週 1 回以上の頻度で行うこと。

2) 床敷きの汚れが甚だしくならないよう過密飼育をしないこと。

## 13. 離乳の時期

系統維持のため繁殖する場合には、原則として生後 3 週齢で離乳すること。

## 14. 使用済みケージの管理

1) 使用済みケージは SPF 動物区域及び繁殖室から滅菌準備室へ持ち出し、床敷きの始末をする。

2) 使用済みケージの洗浄は利用者がその日のうちに行う。

## 15. 床敷き、動物の死体・臓器、血液付着汚物等の廃棄

1) 使用済みの床敷きはゴミ袋に入れて、専用ゴミ捨て場所（動物実験施設西側）に持って行くこと。

2) 動物の死体・臓器、血液付着汚物等については、各研究室で管理し、動物実験施設 1 F 東側の旧焼却室内の専用フリーザーに搬入すること。

3) 動物実験施設の動物区域内に立ち入った当日は、感染拡大の防止のため生体情報ゲノムリソースセンター動物区域に再度立ち入らないこと。

## 附 則

この利用手順は平成13年4月1日から実施する。

平成16年3月改訂

平成16年12月センター名称変更